租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項に規定する体外診断用医薬品とする。

一　一般用黄体形成ホルモンキット

二　一般用ＳＡＲＳコロナウイルス抗原キット

三　一般用ＳＡＲＳコロナウイルス抗原・インフルエンザウイルス抗原キット

○厚生労働省告示第三百八号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の一部の施行に伴い、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項に規定する厚生労働大臣が定める日（令和三年厚生労働省告示第二百五十二号）は、令和八年十二月三十一日限り廃止する。

令和八年八月七日　厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第三百九号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の一部の施行に伴い、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（令和三年厚生労働省告示第二百五十三号）は、令和八年十二月三十一日限り廃止する。

令和八年八月七日　厚生労働大臣　上野賢一郎

その他告示

○財務省告示第二百二十号

大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和七年八月十三日財務省告示第二百二十二号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査において、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板について、同条第九項の規定により暫定的な関税を課することが決定されたので、不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月七日　財務大臣　片山さつき

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

㈠　品名、銘柄及び型式　次のイ又はロに掲げる物品（以下「溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板」と総称する。）

イ　法の別表第七二一〇・四九号又は第七二一二・三〇号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっきをしたもの（次のいずれかに該当するものを除く。）

(1)　波形にしたもの

(2)　合金化溶融めっきのもの（そのめっき層の鉄の含有量が当該めっき層の全重量の七パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

(3)　そのめっき層のマグネシウムの含有量が当該めっき層の全重量の二パーセント以上のものであって、当該めっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の五パーセント以上のもの

(4)　そのめっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の四パーセント以上のものであって、当該めっき層にマグネシウム及びニッケルを含むもの

ロ　法の別表第七二二五・九二号又は第七二二六・九九号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっきをしたもの（その母材（溶融亜鉛めっきをする前の同表第七二類の注１(f)のその他の合金鋼をいう。以下ロにおいて同じ。）におけるほう素、マンガン又はチタンのいずれかの含有量が当該母材の全重量に対して同表第七二類の注１(f)に掲げる割合以上のものであって、当該母材における同表第七二類の注１(f)に掲げるほう素、マンガン及びチタン以外の元素の含有量が当該母材の全重量に対してそれぞれ同表第七二類の注１(f)に掲げる割合未満のものに限る。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。）

(1)　波形にしたもの

(2)　バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の十パーセントを超えるものに限る。）

(3)　法の別表第七二類の備考１の合金工具鋼のもの

(4)　法の別表第七二類の号注１(d)の高速度鋼のもの

(5)　合金化溶融めっきのもの（そのめっき層の鉄の含有量が当該めっき層の全重量の七パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

(6)　そのめっき層のマグネシウムの含有量が当該めっき層の全重量の二パーセント以上のものであって、当該めっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の五パーセント以上のもの

(7)　そのめっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の四パーセント以上のものであって、当該めっき層にマグネシウム及びニッケルを含むもの

㈡　特徴　表面に溶融亜鉛めっきを施すことで優れた防錆機能が付加された鋼帯及び鋼板であり、主にガードレールや住宅、フェンス等の建材や冷蔵庫等の電気機器の部品を製造するための原料として使用される。

二　法第八条第九項の規定による指定に係る貨物の供給国

大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三　法第八条第九項の規定により指定された期間

溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和八年政令第二百五十四号。以下「令」という。）の施行の日から令和八年十二月七日までの期間

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板について関税定率法第八条第九項に規定する事実を推定することを決定した件（令和八年七月財務省告示第二百十号。以下「第二百十号告示」という。）で告示したとおり、不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、暫定的な不当廉売関税を課することが決定された。

五　その他参考となるべき事項

令において定める暫定的な不当廉売関税の税率については第二百十号告示における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の生産者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、別表第一の上欄に掲げる者を生産者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率、別表第二の上欄に掲げる者を生産者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率となる。

別表第一（大韓民国）

生産者	税率
株式会社ポスコ（POSCO Co., LTD.）	二十九・二％
現代製鉄株式会社（Hyundai Steel Company）	三十八・〇％
株式会社東国製鋼（DONGKUK STEEL MILL CO., LTD.）	三十八・〇％
KGスチール株式会社（KG Dongbu Steel Co., Ltd.）	三十八・〇％